

遠賀・中間地域広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例

遠賀・中間地域広域行政事務組合手数料条例(昭和54年条例第31号)の一部を次のように改正する。

「別表第2」事務の名称欄2の区分欄2の金額欄中ニ「530,000」を「570,000」に改め、同区分欄2のニ(1)「830,000」を「880,000」に、(2)「1,010,000」を「1,070,000」に、(3)「1,120,000」を「1,200,000」に、(4)「1,420,000」を「1,520,000」に、(5)「1,660,000」を「1,780,000」に、(6)「3,880,000」を「4,070,000」に、(7)「5,100,000」を「5,340,000」に、(8)「6,290,000」を「6,490,000」に改め、同区分欄2の金額欄中ホ(1)「1,130,000」を「1,180,000」に、(2)「1,340,000」を「1,410,000」に、(3)「1,500,000」を「1,580,000」に、(4)「1,830,000」を「1,940,000」に、(5)「2,140,000」を「2,260,000」に、(6)「4,350,000」を「4,550,000」に、(7)「5,570,000」を「5,820,000」に、(8)「6,770,000」を「7,070,000」に改め、同区分欄2の金額欄中ヘ(1)「5,750,000」を「5,930,000」に(2)「7,250,000」を「7,470,000」に、(3)「10,700,000」を「10,900,000」に改め、事務の名称欄6の区分欄1の金額欄中ハ(1)「410,000」を「420,000」に、(2)「540,000」を「560,000」に、(3)「700,000」を「730,000」に、(4)「920,000」を「960,000」に、(5)「1,040,000」を「1,090,000」に、(6)「1,600,000」を「1,660,000」に、(7)「1,820,000」を「1,900,000」に、(8)「2,030,000」を「2,120,000」に改め、同区分欄1の金額欄中ニ(1)「490,000」を「530,000」に、(2)「630,000」を「680,000」に、(3)「990,000」を「1,030,000」に、(4)「1,310,000」を「1,410,000」に(5)「1,720,000」を「1,780,000」に、(6)「3,320,000」を「3,430,000」に、(7)「4,060,000」を「4,190,000」に、(8)「4,650,000」を「4,800,000」に改め、同区分欄1の金額欄中ホ(1)「9,100,000」を「9,320,000」に、(2)「12,400,000」を「12,600,000」に、(3)「17,000,000」を「17,300,000」に改め、事務の名称欄7の区分欄1の金額欄中イ(1)「310,000」を「320,000」に、(2)「430,000」を「460,000」に、(3)「720,000」を「750,000」に、(4)「960,000」を「1,020,000」に、(5)「1,210,000」を「1,300,000」に、(6)「2,950,000」を「3,150,000」に、(7)「3,620,000」を「3,870,000」に(8)「4,170,000」を「4,460,000」に改め、同区分欄1の金額欄中ロ(1)「2,660,000」を「2,690,000」に、(2)「3,190,000」を「3,230,000」に、(3)「4,790,000」を「4,830,000」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。